

## 令和4年度石川県歯科医師会歯科保健事業の報告について

## ○事業の目的

県民の歯科保健を推進するため健康教育・健康相談・健康診査・予防・治療を行い『いただきます 人生100年 歯と共に』をスローガンとして、生涯にわたる歯科保健の重要性を指摘し、県民の口腔衛生に対する意識の高揚を図る。

## ○石川县委託事業

歯と口腔の健康づくり支援事業

- ・事業所等における歯周病予防推進事業 (資料1)  
歯周病予防の重要性を啓発するセミナー、歯周病予防出前講座の開催
- ・歯と口腔の健康づくり普及啓発事業 (資料2)  
健康づくり関連イベント等で歯科健診プログラムを用いた歯科保健指導の実施  
(3年ぶりに対面での開催を実施することができた)  
介護フェスタ、いい歯の日健口フェア、子育て支援メッセ

歯科口腔保健人材育成事業

- ・歯科保健指導従事者研修会 (資料3)  
9月11日 歯科衛生士講習会  
1月29日 歯周病研修会  
2月5日 高齢者対応研修会
- ・高齢者施設等における口腔ケア従事者育成事業 (資料4)

障害者等歯科保健指導事業 (資料5)

- ・障害者施設訪問歯科健診 春検診) 45 施設 受診者 1809 人  
秋検診) 13 施設 受診者 264 人
- ・聴覚障害者出前講座 「口腔ケアについて」能登空港講座の一コマとして10月5日実施
- ・視覚障害者ブラッシング指導・健診 石川県口腔保健医療センターにて11月17日実施

歯科医療安全対策等推進事業、歯科休日診療確保対策事業○令和4年度介護予防支援事業（高齢者向け口腔と栄養ケア） (資料6)

歯科医師会と石川県栄養士会が連携し、市町で開催している高齢者が集う通いの場（運動教室等）において、口腔機能の虚弱（オーラルフレイル）に関する知識の普及・啓発を目的とし、口腔・栄養チェック、講話（口腔・栄養）の実施、口腔体操の紹介を行い、2か月後に再評価を行う。今年度は七尾市、津幡町、志賀町の3市町において実施。

○石川県歯科保健医療活動補助事業

乳幼児歯科保健指導推進事業

(例年、6月の歯と口の健康週間行事においてフッ化物歯面塗布・歯科保健指導を実施していたが、今年度も全ての郡市歯科医師会で行事の開催見送った。)

令和2年度：『よい歯のABC』改定

令和3年度：県民公開講座「子どもの食育口腔機能発達不全症について」

令和4年度：乳幼児の食育に関する冊子を作成中

口腔保健医療センター事業

- ・石川県口腔保健医療センター

昨年6月より永合徹也先生（歯科麻酔科医）を常勤雇用し、日帰り全身麻酔下での歯科治療実施に向けて準備中

○その他事業

日本歯科医師会 がん診療医科歯科連携事業

- ・現在登録歯科医は117人

協会けんぽ石川支部共同事業

- ・事業所における簡易歯科健診および受診勧奨プロジェクト  
コロナ禍以後は歯周病予防出前講座に付随して実施したが今年度で終了

予防医学協会委託事業

- ・出張歯科健康診断の実施  
企業や市町村職員共済組合等から依頼
- ・労働安全衛生法に基づく酸等取扱者の歯科特殊健康診断の実施 (資料7)  
(歯科特殊健康診断登録歯科医(石川県歯科医師会認定)現在88名にて受け入れ)  
令和2年度実績 登録医院来院して実施 25社 から受診者220名  
企業に出張して実施 17回 歯科医師を派遣  
令和3年度実績 登録医院来院して実施 31社 から受診者240名  
企業に出張して実施 38回 歯科医師を派遣 受診者691名  
令和4年度実績 登録医院来院して実施 受診者214名  
(11/30現在) 企業に出張して実施 35回 歯科医師を派遣 受診者735名

個別歯科健診事業

- ・石川県市町村職員共済組合 (健診期間) (6月～12月)
- ・北陸銀行健康保険組合 (8月～12月)
- ・しんくみ東海北陸健康保険組合 (9月～11月)
- ・建設連合国民健康保険組合 (9月～11月)

第43回むし歯予防全国大会

令和4年11月5日(土) 石川県立音楽堂 交流ホール  
参加者152名(県内60名、県外92名)

## ○その他各分野における実施された主な事業

### 乳幼児期歯科保健

- ・ 1才6ヶ月児、3才児等の乳幼児に対し地域歯科医と歯科衛生士により健診、フッ化物歯面塗布、刷掃指導を行い、健康診査、予防、教育が実施された。
- ・ 保育所、幼稚園で健康診査、教育、予防が実施された。
- ・ 各市町で実施されている「むし歯予防教室」「母と子の健康教室」等で健康教育、予防が実施された。

### 学齢期歯科保健

- ・ 小、中、高等学校において歯科校医により健診、講話等による健康診査、健康教育を実施した。
- ・ 「よい歯の学校運動石川県大会」、「図画・ポスター・作文コンクール」を実施した。

### 成人期歯科保健

- ・ 各市町で実施された歯周疾患検診で健診、相談、指導を実施した。

### 高齢期歯科保健

- ・ 老人保健における保健事業について、健康教育、健康相談、健診を実施した。
- ・ 高齢要介護者の歯科保健に関連する各職種に対して啓発、講演会を実施した。

### 妊産婦歯科保健

- ・ 各市町で実施された妊婦歯科健診で健診、相談、指導を実施した。

### 障がい者歯科保健

- ・ 石川県口腔保健医療センターで障がい者に最適な行動調整法を用いて歯科治療を実施、在宅療養障がい者への訪問診療を実施した。
- ・ 石川県口腔保健医療センター診療時間  
月～金の午前・午後 電話076-255-3887 Fax076-253-1277

### 要介護者歯科保健

- ・ 石川県口腔保健医療センターで毎週火曜日・金曜日に要介護高齢者への診断、治療を実施、毎週木曜日・金曜日に在宅療養高齢者に訪問診療を実施した。
- ・ 在宅等要介護者に対する歯科訪問診療の全県的ネットワークを構築し、在宅等寝たきり高齢者に対する歯科訪問診療を実施した。
- ・ 要介護者の歯科保健の重要性を認識して頂く為、関連職種への口腔ケア研修会、学術講演会を実施した。
- ・ 県の補助を経て県下10郡市歯科医師会に設置された訪問診療機器及びエックス線撮影装置を活用し、訪問歯科診療の充実に努めた。

### 基礎疾患を有する人への歯科保健

- ・ 糖尿病重症化予防に向けて糖尿病連携手帳を活用した医科歯科連携の推進に努めた。
- ・ 周術期口腔機能管理の普及のため、がん診療連携登録歯科医の増加を図り、石川県口腔保健医療センターを拠点として、歯科のない病院と歯科診療所との連携強化を図った。



**いい歯の日**  
11月6日(日)  
10:00～15:00

生活習慣病の予防を目標します!

4

20の質問に答えよう!  
あなたのお口歯brush

3 お悩み解決のお手伝い!

2 歯に関する情報が絵や図を交えて分かりやすく!  
歯科保健指導ポスター

1 幼児～中学生までのためのDVD  
連続再生 (12:00～13:00)  
親子でやるぞ! O才からの予防歯科

石川県歯科医師会 presents

会場 石川県歯科医師会館 (金沢市神宮寺3丁目20-5)  
TEL076-251-1010 8020@ida1926.or.jp  
一般社団法人 石川県歯科医師会 <https://www.ida1926.or.jp/> 石川県歯科医師会

石川県歯科医師会会員各位

令和 4年 8月 8日  
石川県歯科衛生士会 会長 須貝美夏  
研修担当 寺岡真紀

## 令和 4年度 石川県歯科衛生士会研修会のご案内

時下益々ご清祥の段お慶ひ申し上げます。

この度、久しぶりに、当会会員外の皆様も参加できる研修会を下記のとおり開催する運びとなりました。

ご多用のこととは存じますが、貴院にお勤めの歯科衛生士の皆様にご参加いただきまますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては研修会内容変更の可能性があります。あらかじめご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

< 記 >

**演題：「知っておきたい! 摂食嚥下機能の基本と評価・検査 ～食支援と服薬支援を理解する～」**

**講師：公立能登総合病院 歯科口腔外科診療部長 長谷剛志 先生**

【開催日時】 令和 4年 9月 11日 (日) 9:30～13:00

【開催方法】 ハイブリット形式 (会場開催 + Zoom ウェビナー)

【会場・定員】 石川県歯科医師会館 (定員 30名) および Zoom ウェビナー (定員なし)

【参加費】 歯科衛生士会会員 無料

〃 非会員 会場受講 5,000 円 Zoom 受講 3,000 円

※受講者本人の名称で下記口座にお振込みください。

他人名義の口座から振り込む場合は必ず振込依頼人を変更し受講者本人の名称にしてください。

【振込先】 北国銀行 間屋町支店 普通 口座番号 52286

口座名義 石川県歯科衛生士会 代表 須貝美夏

【参加申し込み締め切り】 令和 4年 9月 3日 (土) まで

【申し込み方法】 ①申し込みフォームからの事前申し込み (次項参照)

②参加費の振込 (非会員の方のみ) 9月 3日 (土) までの振込をお願いします。

③②の確認をもって受付完了とします。

【研修スケジュール】 ①講義 2時間：摂食嚥下機能の評価と検査について基本を学ぶ

②演習 1時間：2人ペアでの摂食嚥下スクリーニング実習、とりみつけ実習

【持ち物】 聴診器

**演習では聴診器を使用します。会場参加の方は必ず1人一つご準備ください。**当日貸し出しはできません。なお、会場参加できない方も、聴診器の使い方に興味のある方は是非ご準備ください。

聴診器はネット販売にて1,000円程度で購入することができます。

※本研修は、日本歯科衛生士会研修単位「IV摂食嚥下機能の評価と検査」：D摂食嚥下機能スクリーニング法・演習1単位、G摂食嚥下レベルの評価2単位、および認定更新研修として申請中です。

※日給の規定により **Zoom 受講での演習単位が認められません。Zoom 受講の方は講義2単位のみの取得となります。**ご了承ください。

※途中参加・途中退席された場合は単位認定できません。ご注意ください。

会 員 各 位

一般社団法人石川県歯科医師会  
会 長 飯 利 邦 洋

令和 4 年 12 月 23 日

会 員 各 位

一般社団法人石川県歯科医師会  
会 長 飯 利 邦 洋

令和 4 年 12 月 23 日

**令和 4 年度 歯周病研修会開催のお知らせ**

時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。  
さて、下記の通り研修会を開催いたしますのでお繰合わせの上、多数ご出席、ご研鑽下さいませようお願いいたします。

記

日 時	令和 5 年 1 月 29 日 (日)	10 : 00 ~ 13 : 00
会 場	石川県歯科医師会館 2 階 「200M ウェビナー」(併用)	201・202 研修室
演 題	『歯周病と全身との関わり』	
講 師	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 歯周病学分野 准教授 片桐 さやか 先生	

本研修会は日本糖尿病協会「登録歯科医のための講習会」、「石川県糖尿病療養指導士の認定研修会」として開催し、受講費を発行いたします。

※会員医療施設歯科衛生士・ボランティアスタッフ、石川県衛生士会会員の聴講も可能です。

※会場参加の方は、日歯生涯研修 IC カードをご持参ください。マスクの着用をお願いいたします。  
当日は、受付で検温し、37.5 度以上の場合を受講をお断りさせて頂く場合があります。

※当日オンライン参加の方も日歯生涯研修 IC カードをご用意ください。  
※参加ご希望の方は、令和 5 年 1 月 24 日 (火) までに、下記メールアドレス・URL よりお申込みください。WEB  
フォームからのお申込みが難しい場合は、事務局へご連絡ください。(TEL 076-251-1010)

招待状・参加 URL は、自動返信にてお送りします。

※講演会 URL の転送や開示、また講演会の録画、録音はお控えください。  
※受信環境不良による視聴不良の報告が多数寄せられています。Wi-Fi 環境の整った場所、有線下での視聴をお願いたします。個々のネット環境や端末の不具合により受講できなかった場合は、救済  
できませんのでご了承ください。

※非会員の歯科医師は有料になります。(詳細は事務局までお問合せください。)

【登録用 URL】

https://ida1926.or.jp/1/20230129.php

**『高齢者対応研修会』開催のお知らせ**

時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。  
平素は、本会会務運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、下記の通り標記研修会を開催致します。皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、万障お繰  
合わせの上、ご出席、ご研鑽くださいませようお願いいたします。

なお、本研修会は、かほ診療施設基盤の、「(5)の高齢者の心身の特性、(8)ク 認知症対応力向上 及びカ  
在宅療養又は介護に関する研修 に関する内容。」になります。

記

【日 時】	令和 5 年 2 月 5 日 (日)	10:00 ~ 13:00
【場 所】	石川県歯科医師会館 2 階	201・202 研修室
【演 題】	『要介護高齢者と「認知症」に関わる視点と課題』 ～ 高齢者の特性と「口腔健康管理」の在り方 ～	
【講 師】	公立能登総合病院 歯科口腔外科 部長 長 谷 剛 志 先生	
【対 象】	石川県歯科医師会会員および、会員診療所にお勤めのスタッフ	

※密を避けるため、定員制と致します。歯科医師優先と致しますので、スタッフの聴講をお断りする場  
合があります。

※当日は、受付で検温し、37.5 度以上の場合を受講をお断りさせて頂く場合があります。マスクの着用  
をお願いいたします。

※非会員の先生は有料となります。(詳細は事務局までお問い合わせください。)

※日歯生涯研修 IC カードをご持参ください。

※歯科医師のみ修了証を発行致します。修了証を発行する都合上、遅刻・早退はご遠慮ください。

※参加ご希望の方は令和 5 年 1 月 25 日(水)までに、下記メールアドレス・URL または、「参加申込書」(別途)に  
必要事項をご記入の上 FAXにて、本会事務局までお申込みください。



【登録用 URL】 https://ida1926.or.jp/1/20230205.php

令和4年度高齢者施設等における口腔ケア従事者育成事業

能登北部保健福祉センター

<輪島>

日時：令和5年1月24日（火）14：30～16：00

場所：特別養護老人ホーム ふるさと能登

対象者：職員

講師：笹谷俊郎先生

演題：高齢者の口腔内特徴とケアの実際

<珠洲鳳珠>

日時：令和 年 月 日（ ）日時未定

場所：穴水 特別養護老人ホーム 聖頌園

対象者：職員

講師：加藤倫先生

能登中部保健福祉センター

<七尾> 企画中

石川中央保健福祉センター

<白山野々市> ※予定なし

<河北> ※予定なし

南加賀保健福祉センター

<能美> ※予定なし

<加賀> ※予定なし

<小松> ※予定なし

R4年度 障害者施設訪問歯科検診一覧表 (実施結果)

(敬称略)

名前	郵便番号	住所	電話番号	担当(昨年)	人数	日時	担当Dr
1 アカシヤの里	920-0226	金沢市栗崎町5-3-8	(076)237-0294	沖津	58	6月8日(水)10:00	小林 晋
2 工房シテイ	920-0226	金沢市栗崎町5-3-1	238-2111	瓜川	42	5月25日(水)10:00	山崎敦盛
3 ひろびろ作業所	920-0946	金沢市大森町1-18	260-0806	宮脇	24	5月19日10:30	出村 昇
4 ワークショップひなげし	921-8111	金沢市若草町12-7	243-0326	泉澤	47	6月16日(木)14:30	松本匠平
5 希望が丘	920-0182	金沢市小地町九40番地	257-5211	鳴瀬	80	6月16日(木)14:00	丹保 潤 竹多 要介
6 若草福祉作業所	921-8106	金沢市十一層町4-34	244-7731	張田	65	6月7日(火)13:30	川原 賢功 小山田 徳成
7 金沢ひまわり教室	921-8106	金沢市十一層町4-34	243-6786	誰でも	6		川原 賢功 小山田 徳成
8 金沢こども医療福祉センター	920-3114	金沢市吉原町口6番地2	257-3311	平内	102	7月21日、28日(木)午前	宮田 英利
9 やちくさ作業所	920-0827	金沢市牧野子71	251-5139	浅田	40	6月8日(水)13:30	伊川 桂次
10 夢工房	920-0373	金沢市みどり3-130	269-0680	林	35		
11 夢未来	920-0372	金沢市豊穂町204	207-3966	林	22	6月2日13:00	垣内 一徳
12 麗セブ苑作業所	920-0377	金沢市打木東155	240-6221	高木	63	5月18日(水)10:00	車山 美羽子
13 たけまた友愛の家	920-0131	金沢市東原町14-2	257-7830	中村	23	5月26日(木)13:00	鈴木 聡
14 錦見台の家	920-1161	金沢市錦見台5-7-13	261-7870	東	17	6月2日(木)11:00	宮本文子
15 産子のぞみ苑	920-0901	金沢市産子2-12-12	221-5800	大西	28	6月6日(月)13:00	河崎 洋
16 地域支援センターポレボレ それいけ仲間たちの家	920-0822	金沢市横山町6-3	255-1573	菊	11	5月12日(水)13:15	中浜 洋
17 はぎの郷	929-0443	河北郡津幡町別所へ1番地	288-0339	荒勢	58	5月26日(木)13:00	澤野 久
18 社会福祉法人やまびこ (メルクマール)	929-0325	河北郡津幡町宇加賀爪ハ120	289-2277	川野	56	5月25日(木)14:00	柿原 謙一郎 木元 美貴
19 社会福祉法人うちなだの里	920-0266	河北郡内灘町大根本202-5	286-6386	長丸	33	5月26日(木)13:00	澤野 久
20 社会福祉法人はくい福祉会 あおぞら	925-0014	羽咋市産屋町4-81-3	(0767) 22-2918	向山	26	6月2日13:00	谷内 宏光
21 一般社団法人つながり 夢未来	925-0015	羽咋市大川町29-11	(0767) 23-4137	谷内田	27	5月26日(木)13:30	谷内 宏光
22 今浜苑	929-1345	羽咋市宝達志水町今浜新耕128-1	(0767) 28-2900	宮城	28	6月9日(木)14:00	立浦 秀久
23 社会福祉法人石川サニメイト セルブはくさん	921-8836	野々市市東松2-229	(076) 248-9300	徳山		中止	牛村 秀耶
24 (いいふに) サニメイト福祉工場			246-2371				
25 あおぞら福祉会 フォルムのシティ	921-8805	野々市市福間1丁目58番地	227-8950	井林	26	6月30日(木)10:30	松本 匠平
26 はやま野苑	921-8834	野々市市中央1-1	248-4871	西浦	27	5月19日9:00	川原 賢功
27 美川あんずの家	929-0204	白山市平加町又119-1	(076) 278-7775	梨木	12	6月9日(木)10:30	隔山 高徳
28 青い鳥	920-2364	白山市杉森へ1-1	254-8181	北村	53	5月19日14:00	柿原 謙一郎
29 佛子園	924-0024	白山市北安田町548-2	275-0616	連代	49	6月16日(木)13:00	道上 隆史
30 Share金沢	920-1165	金沢市若松町104番地1	(076) 256-1010	中江川	3	5月11日(水)10:00	中浜 洋
31 松の美園	924-0034	白山市徳丸町625-1	276-6452	中崎	35	5月26日(木)14:00	大西 泰広
32 セルブあさがお	924-0063	白山市笠間町156-1	274-9177	吉本	30	5月26日(木)10:00	小泉 勇人
33 社会福祉法人ひびき つながりの家(連絡はこはら)	924-0024	白山市北安田町112-1	274-2230	平元	21	5月25日(水)午前	吉田 成秀
34 (いいふに)社会福祉法人ひびき...すーぶる	924-0806	白山市石岡町294-1	276-9432		8		
35 あおぞら福祉会 SUNシティ	924-0801	白山市中町63-1	275-3410	井林	20	5月23日(水)13:30	谷 康則
36 社会福祉法人 うめの木学園	923-0153	小松市金平町284	(0761) 41-1301	中崎	88	6月23日(木)10:00	柳下 治男 向待 志
37 夢未来	923-0151	小松市正連寺町セ1谷10番地	(0761) 47-4111	小坂	35	5月26日(木)10:00	酒井 哲史
38 知的障害者授産施設 ドレミ	923-0961	小松市向本折町232-2	(0761) 22-5120	吉田	24	5月25日(水)9:30	吉田 成秀
39 社会福祉法人こまつ育成会 サービスセンターあした	923-0938	小松市芦田町2-7-1	(0761) 24-5911	坂田	21	6月9日(木)10:00	川原 賢功
40 一歩	923-1205	能美市宮竹町180番地30	(0761) 48-4465	長岡	43	6月30日(木)9:30	柳下 治男
41 星が岡牧場	923-1224	能美市和賀町4-5	(0761) 51-6553	鈴木	55	6月1日(水)13:00	中山 謙彦 谷 康則
42 幸徳園	922-0331	加賀市動機町1-1	(07617) 4-1609	関戸	46	6月9日(木)10:30	田畑 繁
43 かが育成会	922-0825	加賀市直下町123番地	(0761) 72-6312	川岸	20	6月9日(木)11:00	田畑 繁
44 みのり園	926-0821	七尾市国分町七部18	(0767) 53-7266	森山	43	6月2日(木)14:00	木元 美貴
45 石川泉精育園	927-0021	鳳珠郡穴水町七海6字50番地	(0768) 52-0284	加代(あけい)	121	6月15日(水)13:30	大野 戸利裕(2回とも)
46 ふれあい工房あざし	927-2353	輪島市門前町懸清1番地	(0768) 43-1991	倉橋	60	6月16日(木)9:30	笹谷 俊郎
47 日本海倶楽部	927-0605	鳳珠郡能登町立壁92	(0768) 72-8180	石崎	78	6月16日(木)8:30	草山 守生
48 金沢クイーンズワークス	927-0605	金沢市磯部町ホ25-1	(076) 225-8964	高橋		中止	中山 伊知郎

令和4年秋 障害者施設訪問歯科検診一覧 (実施結果)

(敬称略)

名前	住所	電話番号	人数	日時	R4秋・担当Dr	
1 グローバル千木	920-0001 金沢市千木町742	076-255-6547	浅野	30	11月16日(水)14:00	伊川 桂次
2 グローバルふくひさ	920-3122 金沢市福久町13-1	076-257-2310		33	11月16日(水)13:00	伊川 桂次
3 障害福祉サービス事業所 鳴和の里	920-0005 金沢市高柳町10字106-1	076-252-7344	宮崎	15	11月16日(水)11:00	柿原 謙一郎
4 リエゾン	920-0031 金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル102	076-208-3015	中山	11	11月10日(木)9:30	小泉 勇人
5 ハッピータウン クオレ	921-8177 金沢市伏見台1-6-13	076-244-8081	岩本	8	11月10日(木)11:00	小泉 勇人
6 オープンハウス クローバー	920-0942 金沢市小立野3-17-5	076-264-9272	養	17	11月10日(木)9:30	松本 匠平
7 パッチワーク	920-0955 金沢市土清水-242-1	076-205-8311	西村	10	11月9日(水)13:30	川原 賢功
8 多機能型事業所 椿	921-8812 野々市市辰が丘3-30	076-248-7870	西	9	11月17日(木)10:30	川原 慎玄
9 あじさいの家	920-2113 白山市八幡町247	076-272-2721	西	15	11月16日(木)10:00	吉田 成秀
10 就労支援事業所 創楽	929-1176 かほく市外日角ハ128-2	076-254-0303	筆島	18	11月7日(月)13:00	澤野 久
11 石川療育センター	920-1146 金沢市上中町167番2	076-229-3033	熊本	58	11月10日(木)10:00	柳下 治男
12 就労支援事業所 かんじん	921-8824 野々市市新庄2丁目45番地	076-248-8760	麻本	3	11月17日(木)10:00	川原 慎玄
13 ライフクリエイートかほく	929-1122 かほく市七窪ハ7-1	076-283-7100	岡田	37	11月17日(木)9:00	澤野 久

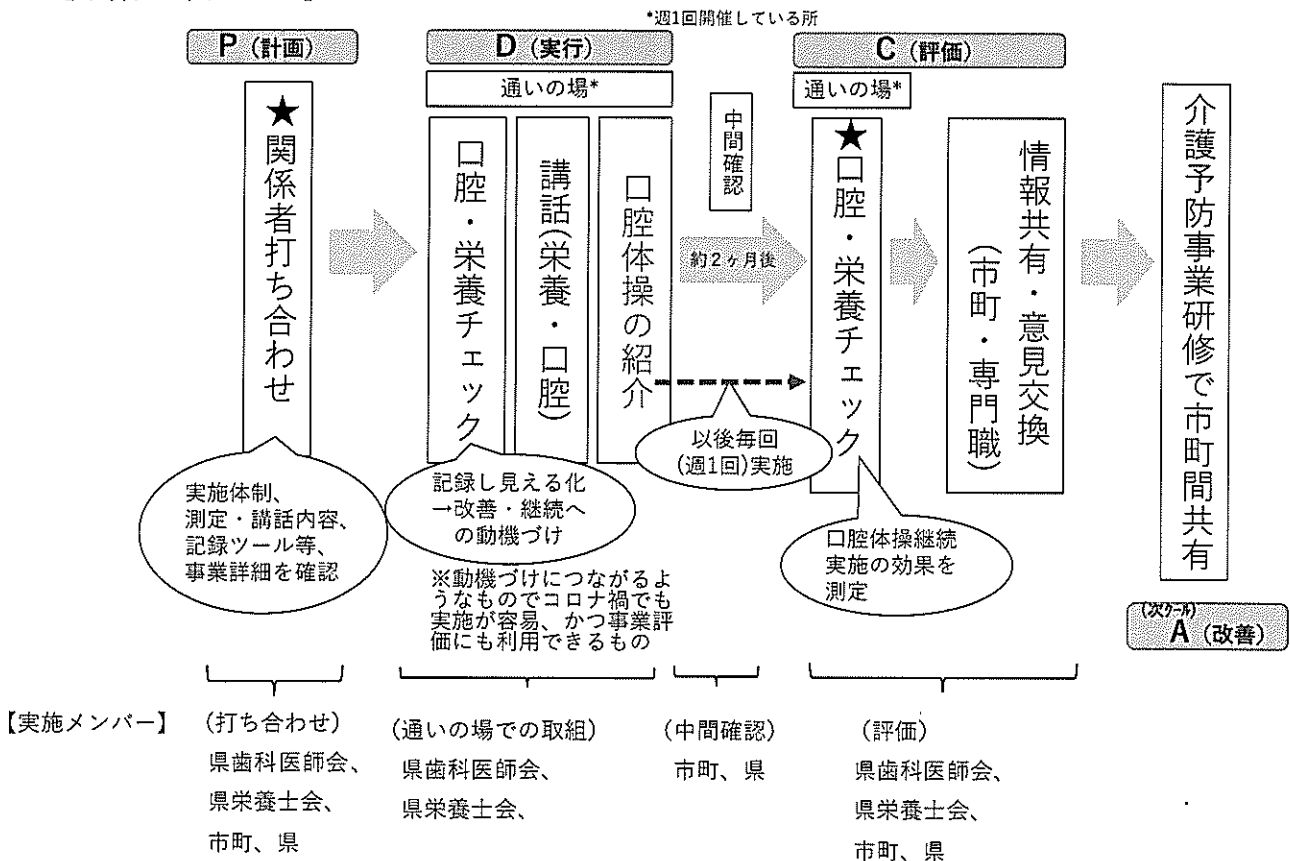


令和4年度 介護予防支援事業（高齢者向け口腔と栄養ケア）について

1. 事業概要

- ・口腔・栄養の取組について、単発の講義ではなく、具体的なオーラルフレイル予防事業をモデル実施し、その成果を全市町に報告し横展開する。昨年度実施の1市町（内灘町）から今年度は3市町に拡大・選定して実施する予定。
- ・住民が主体となって継続して取り組めるよう、歯科医師、栄養士等のオーラルフレイルに関係する専門職が連携して支援することで、より効果的な取組みとなることを目指す。  
（協力機関：県歯科医師会、県栄養士会）

【事業のイメージ】



2. 役割分担

- ・県歯科医師会：口腔機能測定、口腔体操指導、オーラルフレイル予防のための講話
- ・県栄養士会：栄養チェック、オーラルフレイル予防のための講話
- ・市町：参加者の実施状況を確認し、何かあれば関係者間で情報共有・調整
- ・県：事業全体のとりまとめ。事業実施結果の横展開をはかる。

※ 随時、関係者間で情報共有する

3. 口腔チェックの内容

- ① 歯科健診 (※初回のみ) ② 舌の乾燥 ③ 舌圧測定 ④ 反復唾液嚥下テスト (RSST)
- ⑤ 咀嚼能力測定 グミゼリー

#### 4. 2回目以降、参加者のみで取り組む内容

- ・唾液腺マッサージ
- ・マスク口体操（舌がマスクにつかず発声しやすいもの。「ア」「イ」「ウ」などの発声の他、口腔内で唇と歯の間で下を回す運動）

#### 5. 評価内容

- ・初回（または事前）と最終回にアンケートを実施。
- ・初回と同様の口腔・栄養チェック（歯科健診は除く）を実施。

#### 6. 実施時期

今後、実施予定。

#### 7. 応募条件

- ・週1回程度の頻度で開催している場であること（途中休みの日があっても可）。
- ・初回と最終回の口腔・栄養チェック（上図★部分）に十分な時間が取れること。  
（目安：参加者1名あたり5～6分程度）
- ・実施期間中（約2ヶ月間）、ほぼ同じ参加者による継続した取組が可能であること（途中の欠席は可）
- ・感染対策がとれること（参加者のマスク着用、参加者同士の間隔を空けた口腔体操が可能な会場等）

有害な業務に従事する労働者に対する歯科特殊健診ですが、半年に一度の実施が法律で定められているにもかかわらず実施率が低いと、

## 令和元年度歯科健診実施状況自主点検の結果

別添1

### ■ 背景

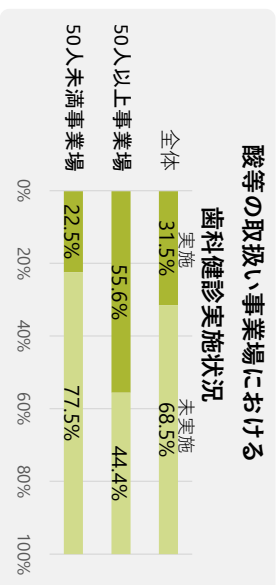
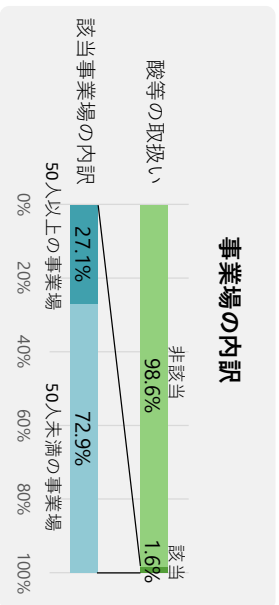
- 塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者には、事業場の規模に関わらず歯科健診の実施が義務づけられている。【安衛則第48条】
- 一方、当該健診の実施結果については、常時使用する労働者数が50人以上の事業場へのみ報告が義務づけられているため、酸等の取扱い業務のある事業場全体の当該健康診断の実施状況は把握できていない。これらをふまえ、酸等の取扱い業務のある事業場において歯科健診が適切に実施されているか確認するため、一部地域の事業場において自主点検を実施することとなった。

### ■ 方法

- 実施時期：令和2年1月24日～2月25日
- 実施対象：一部地域の101,493事業場
- 実施方法：自主点検票を郵送し、郵送もしくはWEBによる回収

### ■ 結果

- 31,153事業場より回答（回答率30.7%）



## 労働安全衛生法に基づく

別添2

## 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

### ◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、パツテラー製造工場等における上記の業務

### ◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

### ◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

- 健康診断結果の記録**  
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）
- 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取**  
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）
- 健康診断実施後の措置**  
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）
- 健康診断の結果の労働者への通知**  
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）
- 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**  
常時50人以上の労働者を使用する事業者は、速滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先： 都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunrya/roudoukijun/location.html>

今年10月から事業所の規模に関わらず労働基準監督署への報告が義務付けられることになり、実施の徹底が図られます。

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

### 2. 改正の内容

- 歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。
- 加えて、現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成する。報告事項は様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第6号の2には、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとする。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 施行時期

- 令和4年10月1日（予定）

### 4. 参照条文（労働安全衛生規則（抄））

（歯科医師による健康診断）

第四十八条 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

（健康診断結果報告）

第五十二條 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四條、第四十五條又は第四十八條の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

別添3

#### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 概要

令和4年3月23日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

医政発 1228 第 7 号  
健発 1228 第 1 号  
令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)  
厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、生涯を通じて口腔の健康の増進を図ることが必要である。口腔の健康の保持のために、歯科疾患の予防に向けた取組が実施されており、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成 24 年厚生労働省告示第 438 号）や国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）（健康日本 21）等の健康づくりのための計画に示されたう蝕の予防等に関する目標を達成するため、フッ化物応用は有効な手段である。

これまで、有効かつ安全なフッ化物応用の一つであるフッ化物洗口法を広く普及するために、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成 15 年 1 月 14 日付け医政発第 0114002 号・健発第 0114006 号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）にて「フッ化物洗口ガイドライン」を発出するとともに、当該ガイドラインにおいて、より詳細な内容については、「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照することをお示しし、関係機関等に周知を図ってきた。

当該ガイドラインの発出以降、フッ化物洗口がより広く普及し、流通するフッ化物製剤の種類も増えた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。このような環境の変化に対応しつつフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、令和 3 年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」を実施した。本研究において、最新の知見等を踏まえた「フッ化物洗口マニュアル」（2022 年版）を含む研究報告書が取りまとめられた。

当該報告書を踏まえて、「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を別

紙のとおり定めたので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、市町村、関係団体等に対して周知方を願います。

なお、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成 15 年 1 月 14 日付け医政発第 0114002 号・健発第 0114006 号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）は本通知の発出をもって廃止する。

事務連絡  
令和5年1月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立高等専門学校事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 学校における集団フッ化物洗口について

厚生労働省において、別添のとおり、新たに「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」が定められましたのでお知らせします。

学校において集団フッ化物洗口を実施する際には、この「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を参考に、安全性を確保し適切な方法で実施するとともに、その実施に当たっては、例えば、市町村の歯科保健担当部局や保健センターによる実施、歯科医師会や薬剤師会の協力、医薬品等販売会社への業務委託など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するようお願いいたします。

(参考)

- ・「フッ化物洗口マニュアル（2022年版）」（厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編）[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202122067A-sonota5\\_0\\_1.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122067A-sonota5_0_1.pdf)

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条

第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)



## フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

## 1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されている。わが国においては、歯科医療機関で行うフッ化物歯面塗布法や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等（以下「施設等」という。）で行うフッ化物洗口法等のフッ化物局所応用によるう蝕予防が地域の実情に応じて行われてきた。こうした取組等の成果もあり、小児のう蝕罹患率については、全体として減少傾向にあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されている。また、今後は成人期以降の残存歯の増加によるう蝕の増加や高齢者に好発する根面う蝕の増加等が予測される。このため、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じたう蝕予防への更なる取組が必要とされている。

う蝕予防の有効性、安全性及び高い費用便益率等の医療経済的な観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、様々な関係機関により、フッ化物応用が推奨されている。フッ化物応用の1つであるフッ化物洗口の取扱いについては、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）を発出し、関係機関等に周知を図ってきたところであり、以降、フッ化物洗口を実施する施設等の数及び人数も増加しており、地域で広く普及してきている。

「歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書」（令和元年6月4日）においても、新しいフッ化物洗口剤の流通や自治体における歯科口腔保健を取り巻く状況に対応するため、ガイドラインの見直しを検討すべき旨が示された。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

こうした環境の変化に対応しつつ、健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防の取り組みの一環として、適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、フッ化物応用を含めたう蝕予防の手法について、令和3年度厚生労働科学研究事業において、「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」が実施され、報告書が取りまとめられた。本研究において、集積した新たな知見も踏まえて、施設等で集団で行うフッ化物洗口（以下「集団フッ化物洗口」という。）に関する新たな「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）が作成された。

こうした研究結果の知見等も踏まえつつ、今般ガイドラインの改訂版として、

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を示すこととした。

## 2. フッ化物洗口の考え方について

### (1) 対象者

フッ化物洗口法は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。4歳未満では、適切な洗口ができず誤飲のリスクが多いため対象としない。また、成人及び高齢者のう蝕の再発防止や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

#### 1) 小児期

- フッ化物洗口は、歯のエナメル質にフッ化物を作用させる方法である。特に、永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等を実施することで、う蝕予防対策として効果的である。
- う蝕の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団フッ化物洗口を施設等で実施することが望ましい。
- その他、必要に応じて、歯科医師の指導に従い、家庭等でのフッ化物洗口の実施やフッ化物配合歯磨剤の使用等のフッ化物局所応用を実施すること。

#### 2) 小児期以降

- 生涯にわたりフッ化物を歯に作用させることは、う蝕の再発防止や高齢期での根面う蝕の予防の観点から効果的である。
- 小児期以降においても、フッ化物局所応用を実施することが望ましい。

#### 3) その他

- 口腔清掃が困難であり口腔内を清潔に保つことが難しく、う蝕のリスクが高い者において、うがいを適切に実施できる場合には、フッ化物洗口は効果的である。

### (2) 方法

フッ化物洗口法には、主に、毎日法（約250ppm又は約450ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）と週1回法（約900ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）がある。フッ化物洗口法は、対象者や利便性に合わせて選択する。

### 3. 集団フッ化物洗口の実施について

集団フッ化物洗口は、個人の環境によらず、集団のすべての人がう蝕予防効果を得られる。このため、ポピュレーションアプローチとして、集団フッ化物洗口を実施することは、う蝕に関する健康格差の縮小につながることを期待される。

集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等（以下「歯科医師等」という。）の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施する。その際、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者（以下「施設等の関係者」という。）の理解と協力を得ること。

#### (1) フッ化物の管理

- 集団フッ化物洗口においては、原則として、医薬品を使用すること。なお、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、適切なフッ化物洗口を実施すること。
- フッ化物は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に管理し、直射日光のあたらない涼しい所等で保管すること。
- 洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、他の物と区別して貯蔵すること。また、フッ化物顆粒の使用量や残量等について、薬剤出納簿等を活用して管理することが望ましい。

#### (2) 洗口液の調製

- フッ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い施設等の関係者が、器材の管理、洗口液の調製等を行うこと。
- 歯科医師等の指導及び添付文書に従い、洗口液調製用の溶解瓶等を準備し、実施するフッ化物洗口法に応じた所定の濃度に洗口液を調製すること。
- 使用しなかった洗口液の保管及び廃棄は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に取り扱うこと。

#### (3) 洗口の確認・練習

- フッ化物洗口を開始する際は、対象者が、決められた時間(30秒～1分間)以上口腔内で水を保持し、飲み込まずに水を吐き出すことができるか確認する。確認後に、フッ化物洗口液を用いた洗口を開始すること。
- 特に幼児等は、必要に応じて、フッ化物洗口を実施する前に水で洗口の練習を行うこと。
- 高齢者等の口腔機能の低下が疑われる者等については、必要に応じて、適切にうがいができるか対象者の状態の確認を行うこと。

#### (4) 洗口と吐き出しの手順

- 5～10mL 程度の洗口液（口腔の大きさを考慮して定めるが、通常未就学児で5mL、学童以上で7～10mL 程度が適当である。）を口に含み、約30秒間の「ブクブクうがい（洗口液が十分に歯面にゆきわたるように、口を閉じ頬を動かすこと。）」を行う。この際、誤飲を防ぐ観点から、必ず下を向いて行うこと。
- 吐き出しは洗口場で行なう方法と、コップに吐き出す方法がある。（コップに吐き出す方法では、洗口液の分注・配布に用いる使い捨ての紙コップを吐き出しに利用することができる。紙コップの中に吐き出した洗口液を、ティッシュペーパー等で吸収させ、回収し廃棄する。）
- 監督者は、洗口開始と終了の合図を行うとともに、正しく洗口が出来ているか確認すること。

#### (5) 洗口後の注意

- 洗口後30分間程度は、可能な限りうがいや飲食物をとらないようにする。

### 4. 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について

#### (1) インフォームド・コンセント

- 保護者等を対象とした説明会等を開催し、集団フッ化物洗口の具体的な方法、期待される効果、安全性等について十分に情報提供を行い、実施に当たってはフッ化物洗口の実施に関する希望調査を行い、保護者等の意向も確認すること。

#### (2) フッ化物洗口を希望しない者について

- 施設等において、フッ化物洗口を希望しない者がいる場合には、洗口時間帯に水で洗口させるなどの必要な配慮を行うこと。

#### (3) 他のフッ化物局所応用の組合せ

- フッ化物洗口とフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等の他のフッ化物局所応用を併用しても、問題はない。

#### (4) パンデミック発生時等の対応について

- 飛沫感染するリスクのある感染症のパンデミック発生時等には、感染予防の観点から、洗口中及び吐き出し時に飛沫が飛ばないように注意すること。
- パンデミック等の影響により、例えば緊急事態宣言に伴い、一時的に集団フッ化物洗口を中断した場合は、緊急事態解除宣言時等に、地域における

感染状態及び感染対策の状況等を踏まえつつ、必要に応じて各地域の関係者で協議を行い、集団フッ化物洗口の再開の時期等を適宜判断すること。

## 5. 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について

集団フッ化物洗口事業は、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施する。地方公共団体の集団フッ化物洗口事業の導入に当たっては、以下の標準的な取組手順を参考にされたい。

- ①担当者間の集団フッ化物洗口の実施に関する検討
- ②集団フッ化物洗口事業を実施する際の関係者（歯科保健担当部局や教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体）間の合意形成
- ③集団フッ化物洗口を実施する施設等の関係者に対する説明
- ④フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明
- ⑤施設等における集団フッ化物洗口の導入・実施

## 6. フッ化物洗口の安全性について

### (1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

フッ化物洗口液については、たとえ1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されている。

#### 1) 急性中毒

通常のフッ化物洗口の方法であれば、フッ化物の急性中毒の心配はない。

#### 2) 慢性中毒

長期間継続してフッ化物を過剰摂取した場合に生じうるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。

歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに生じる症状である。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であれば、永久歯の切歯や第一大臼歯は歯冠部がほぼ完成しており、また他の歯は形成途上であるが、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量等では、歯のフッ素症が発現することはない。

骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であることから、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量では、発現することはない。

### (2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、適切ながいができない者等を除き、う蝕予防法として奨められる方法である。

また、水道水にフッ化物が添加されている地域のデータを基にした疫学調査等によって、フッ化物と骨折、ガン、神経系及び遺伝系の疾患、アレルギー等の疾患との関連等は否定されている。

## 7. その他

施設等における集団フッ化物洗口に関する詳細については、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」で作成された「フッ化物洗口マニュアル」(2022年版)を参照されたい。

### R5.2.3 石川県歯科医師会追記

・「フッ化物洗口マニュアル(2022年版)」(厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編)

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202122067A-sonota5\\_0\\_1.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122067A-sonota5_0_1.pdf)

